

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第 1 部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般的要求事項 ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第二條 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 15 15.3 箇条 20 附属書 B B.4	箇条 8 端子 ねじ端子及びねじなし端子は、適切な導体の接続が確実に 行えるものでなければならない。 箇条 15 構造 15.3 SELV 又は ELV で使用するプラグ及びコンセント SELV 又は ELV のコンセントを具備する制御装置の出力 回路については、設置基準、電圧及び周波数に関連して入 力回路として使用するコンセントとそのコンセントに直 接接続するプラグとの互換性は、危険のないようにしな ければならない。 箇条 20 無負荷出力電圧 無負荷の状態では磁気回路式安定器に定格周波数の定格入 力電圧を印加したとき、出力電圧は、定格無負荷出力電圧 の±10%以内でなければならない。 附属書 B 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事 項 B.4 熱的保護機能付きランプ制御装置の一般的要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				B.9.4	交換可能な部品がある場合、その部品は工具を用いる場合 だけ取替え可能な設計のものでなければならない。 B.9.4 規定する定格最高ケース温度が 130 °Cを超える動 作温度を宣言する熱的保護機能付きランプ制御装置 宣言したランプ制御装置表面の最高温度値の 10 %のオー バシユートは、保護手段が動作した後の 15 分後は、宣言 した値を超えてはならない。	
				附属書 C	附属書 C 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要 求事項	
				C.3.1	C.3.1 熱的保護手段は、ランプ制御装置と一体であり、機 械的損傷から保護した位置に設置しなければならない。交 換可能な部品がある場合、その部品は工具を用いる場合だ け取替え可能でなければならない。	
				C.7.2	C.7.2 熱的保護手段の機能 表示した値の 10 %のオーバシユートは、保護手段を動作 させた後の 15 分間後は、表示値を超えてはならない。	
				附属書 H	附属書 H 試験	
				H12.1.1	H.12.1.1 ランプ制御装置の各部分の温度 安定器の各部分の温度は、個別規格で規定する要求事項に 適合しなければならない。	
				附属書 I	附属書 I 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用磁器回路	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第2項 続き				I.9	式安定器の追加要求事項 I.9 保護接地 二重絶縁又は強化絶縁をもつ安定器は、保護接地端子をもつてはならない。	
				附属書 L	附属書 L SELV 制御装置の個別追加要求事項	
				L.9	L.9 構造 SELV 制御装置に使用する変圧器の構造は、過度の巻線の変位が生じないように予防措置が講じられていなければならない。	
				附属書 O	附属書 O 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用電子制御装置の追加要求事項	
				O.9	O.9 保護接地 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用電子制御装置は、保護接地端子をもつてはならない。	
				附属書 JA	附属書 JA 追加の安全性要求事項	
				JA.1	JA.1 電源からの絶縁 定格二次電圧が 300 V を超える変圧式の安定器の変圧器は、絶縁変圧器でなければならない。	
			JA.2.2	JA.2.2 点灯特性 定格周波数に等しい周波数の下で、試験用ランプを接続して点灯したとき、入力電流及び入力電力は適切な定格値の		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					範囲内でなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.0 附属書 B B.4 B.9.5.1 附属書 C C.3.1 附属書 I	箇条 14 故障状態 14.0 ランプ制御装置は、故障状態の下で動作させたときに、炎若しくは溶融物質の放出又は可燃性ガスの発生がないように設計しなければならない。 附属書 B 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項 B.4 熱的保護機能付きランプ制御装置の一般的要求事項 保護手段の機能に極性があり、極性のないプラグが付いているコード付き器具に用いる場合、両極に保護手段がなければならない。 B.9.5.1 一般 ランプ制御装置は、熱的保護手段を備えなければならない。 附属書 C 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項 C.3.1 保護手段の機能に極性があり、極性のないプラグが付いているコード付き器具に用いる場合、両極に保護手段がなければならない。 附属書 I 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用磁器回路式安定器の追加要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				I.3 附属書 L L.7	I.3 一般的要求事項 二重絶縁又は強化絶縁をもつ安定器は、工具なしで橋絡又は取り外しできない熱的保護機能を具備しなければならない。 附属書 L SELV 制御装置の個別追加要求事項 L.7 短絡及び過負荷保護 SELV 制御装置は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険になってはならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 箇条 8 箇条 9 9.2 9.5.2	箇条 7 表示 7.1 表示する項目 JIS C 8147-2 の規格群で表示すべきものを規定している。 箇条 8 端子 固定配線への接続及び使用者によって交換を意図した端子では、端子に適合する導体径及び電線種別などを表示しなければならない。 箇条 9 接地 9.2 機能接地 固定配線への接続及び使用者によって交換を意図した機能接地では、機能接地に適合する導体径及び電線種別などを表示しなければならない。 9.5.2 独立形ランプ制御装置によって電力供給されたラン	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き					<p>ブ取納部の接地</p> <p>ランプ取納部に接地端子が表示されなければならない。</p> <p>附属書 B 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項</p> <p>B.7.1 過熱に対する保護手段を組み込んだランプ制御装置は、保護クラスを表示しなければならない。</p> <p>B.7.2 規定の表示のほか、ランプ制御装置の製造業者は、規定の分類に従って保護タイプを宣言しなければならない。</p> <p>B.9.5A 熱的保護機能付き独立形ランプ制御装置</p> <p>可燃材料表面への直接取付けする熱的保護機能付き独立形ランプ制御装置は、可燃材料表面への取付け及び断熱材で覆うことに適さない照明器具に対する表示の説明がなければならない。</p> <p>附属書 C 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項</p> <p>C.6 表示</p> <p>C.6.2 ランプ制御装置の製造業者は、規定の分類に従って保護タイプを宣言しなければならない。</p> <p>附属書 I 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用磁器回路式安定器の追加要求事項</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				I.6 附属書 O O.6 附属書 JA JA.3	I.6 表示 規定した表示に加え、二重絶縁又は強化絶縁をもつ安定器は、規定の図記号によって識別できなければならない。 附属書 O 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用電子制御装置の追加要求事項 O.6 表示 規定した表示に加え、二重絶縁又は強化絶縁をもつ電子制御装置は、規定の図記号によって識別できなければならない。 附属書 JA 追加の安全性要求事項 JA.3 口出し線 断面積が 0.75 mm ² 未満のゴムコード又はビニルコードを口出し線に用いる場合は、色分けその他の方法によって当該口出し線をその他の口出し線と容易に識別できるようにしなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 9 9.1	箇条 8 端子 ねじ端子及びねじなし端子は、耐食性のある端子でなければならない。 箇条 9 接地 9.1 保護接地 ねじ又はその他の接地用端子の部品は、黄銅若しくはこれ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				9.2 9.5 9.5.1C 箇条 19 附属書 B B.8	<p>と同等以上の耐食性をもつ金属、又はさびない表面をもつ材料でなければならない。</p> <p>9.2 機能接地 機能接地端子は、耐食性のあるものでなければならない。</p> <p>9.5 独立形ランプ制御装置の接地</p> <p>9.5.1C 接地用口出し線は、容易に腐食し難い金属線でなければならない。</p> <p>箇条 19 耐食性 腐食することによって、ランプ制御装置の安全性を損なうおそれのある鋼鉄製部品は、腐食に対して適切に保護していなければならない。</p> <p>附属書 B 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項</p> <p>B.8 巻線の熱耐久性熱的保護手段を組み込んだランプ制御装置は、熱的保護手段を短絡して、巻線の熱耐久性試験を行い、適合しなければならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	<p>箇条 11 耐湿性及び絶縁性 ランプ制御装置は、規定の試験を満足する耐湿性をもっていなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 13 箇条 15 15.1 箇条 18 附属書 L L.6 L.9	箇条 8 端子 ねじ端子及びねじなし端子は、耐熱性等のある端子でなければならない。 箇条 13 安定器巻線の熱耐久性試験 安定器巻線は、十分な熱耐久性をもっていなければならない。 箇条 15 構造 15.1 木、綿、絹、紙及び同様な繊維質材料木、綿、絹、紙及び同様な繊維質材料は、含浸していない場合、絶縁物として用いてはならない。 箇条 18 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（全細分箇条を含む。） 充電部を保持する絶縁部品及び電撃保護用絶縁部品は、十分な耐熱性及び絶縁性をもたなければならない。 附属書 L SELV 制御装置の個別追加事項 L.6 温度上昇 SELV 制御装置は、通常使用において過度の温度に達してはならない。 L.9 構造 SELV 制御装置に使用する変圧器の構造は、適切な絶縁材料で絶縁しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				L.10 附属書 N N.4.1	L.10 部品 SELV 制御装置の保護装置として使用する部品は、部品に対する要求事項に適合しなければならない。 附属書 N 二重絶縁又は強化絶縁のために使用される絶縁材料の要求事項 N.4.1 材料の要求事項 絶縁材料は、電気絶縁の要求事項に対する規定の規格群に適合しなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.1 箇条 14 14.0 附属書 I I.7 附属書 O	箇条 10 充電部との偶発接触からの保護 10.1 電撃からの保護を照明器具の外郭に依存しないランプ制御装置は、通常の使用状態で設置したとき、充電部との偶発接触に対して十分に保護しなければならない。 箇条 14 故障状態 14.0 ランプ制御装置は、故障状態の下で動作させたときに、偶発接触に対する保護が損なわれてはならない。 附属書 I 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用磁器回路式安定器の追加要求事項 I.7 充電部との偶発接触からの保護 通常の使用状態でテストフィンガが基礎絶縁だけで保護した金属部と接触してはならない。 附属書 O 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用電子制御	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				0.7	装置の追加要求事項 0.7 充電部との偶発接触からの保護 通常の使用状態でテストフィンガが基礎絶縁だけで保護した金属部と接触してはならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.3 9.4 9.5 9.5.2 箇条10 10.2	箇条9 接地 9.3 プリント基板上の導体パターンで構成する保護接地用導体付きランプ制御装置 器具内用、独立形又は器具一体形制御装置において、プリント基板上の導体パターンの内部保護接地は、規定の接触抵抗の要求事項に適合しなければならない。 9.4 器具内用ランプ制御装置の接地 照明器具の接地した金属にランプ制御装置を固定することで、器具内用ランプ制御装置の接地は、規定の要求事項に適合しなければならない。 9.5 独立形ランプ制御装置を経由した接地 9.5.2 独立形ランプ制御装置によって電力供給されたランプ収納部の接地 接地用端子又は接地点と人の触れるおそれのある各金属部品との間の抵抗値は、0.5 Ω以下でなければならない。 箇条10 充電部との偶発接触からの保護 10.2 合計静電容量が 0.5 μF を超えるコンデンサを組み	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き				10.4 附属書 L L.5	<p>込んだランプ制御装置は、定格電圧の電源からランプ制御装置を遮断し、1分間以内にランプ制御装置の端子間の電圧が50V以下となる構造にしなければならない。</p> <p>10.4 SELV 制御装置の可触導電部の接触電流は、規定の値を超えてはならない。</p> <p>附属書 L SELV 制御装置の個別追加事項</p> <p>L.5 感電保護</p> <p>SELV 制御装置は、規定の電源プラグの開放電圧の要求事項に適合しなければならない。</p>	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 9 9.2 箇条 10 10.3 10.4	<p>箇条 8 端子</p> <p>ねじ端子及びねじなし端子は、適切な絶縁材料でなければならない。</p> <p>箇条 9 接地</p> <p>9.2 機能接地</p> <p>ランプ制御装置の機能接地の接触子（電位）は充電部から二重絶縁又は強化絶縁で絶縁しなければならない。</p> <p>箇条 10 充電部との偶発接触からの保護</p> <p>10.3 SELV 制御装置の可触導電部は、少なくとも二重絶縁又は強化絶縁で充電部から電氣的に分離しなければならない。</p> <p>10.4 規定の値を超える定格出力電圧又は電流をもつ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				<p>SELV 制御装置は、実効値 500 V の試験電圧に 1 分間耐えられる絶縁体で絶縁しなければならない。</p> <p>箇条 11 耐湿性及び絶縁性 ランプ制御装置は、充電部と外部金属との間で、十分絶縁してなければならない。</p> <p>箇条 12 耐電圧 ランプ制御装置は、十分な耐電圧をもたなければならない。</p> <p>箇条 13 安定器巻線の熱耐久性試験 安定器巻線は、規定の試験後、巻線と安定器のケースとの間の絶縁抵抗は、1MΩ 以上でなければならない。</p> <p>箇条 14 故障状態</p> <p>14.1 充電部と人が接触するおそれがある各金属部分の沿面距離及び空間距離は、規定する値未満であってはならない。</p> <p>14.5 入出力端子間と、全ての露出した金属部分及び関連する制御端子との間の絶縁は適切でなければならない。</p> <p>箇条 16 沿面距離及び空間距離 沿面距離及び空間距離は、規定する値以上でなければならない。</p> <p>附属書 I 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用磁気回路</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				I.3	式安定器の追加要求事項 I.3 一般的要求事項 二重絶縁又は強化絶縁をもつ安定器は、規定する値の耐電圧を満足しなければならない。	
				I.11	I.11 高電圧インパルス試験 規定の高電圧インパルス試験に耐えなければならない。	
				I.12	I.12 安定器巻線の熱耐久性試験 全ての安定器は、巻線と安定器ケースとの間に規定する電圧を1分間印加し、耐電圧試験に耐えなければならない。	
				I.13	I.13 安定器の温度上昇 温度試験後、耐電圧試験に耐えなければならない。	
				I.15	I.15 沿面距離及び空間距離 規定の沿面距離及び空間距離に適合しなければならない。	
				附属書 L	附属書 L SELV 制御装置の個別追加事項	
				L.6	L.6 温度上昇 SELV 制御装置は、通常使用において過度の温度に達してはならない。	
				L.8	L.8 絶縁抵抗及び耐電圧（全細分箇条を含む。） SELV 制御装置の絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。	
				L.11	L.11 沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				<p>附属書 N</p> <p>N.4</p> <p>N.4.3</p> <p>附属書 O</p> <p>O.13</p> <p>O.14</p> <p>O.15</p>	<p>沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離は、規定する値以上でなければならない。</p> <p>附属書 N 二重絶縁又は強化絶縁のために使用される絶縁材料の要求事項</p> <p>N.4 一般要求事項</p> <p>N.4.3 薄板絶縁（全細分管条を含む。）</p> <p>絶縁物は、規定の耐電圧でフラッシュオーバー又は絶縁破壊を発生してはならない。</p> <p>附属書 O 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用電子制御装置の追加要求事項</p> <p>O.13 故障状態</p> <p>充電部と接触可能な金属部の間又は充電部と支持している表面と接触している絶縁材料の外部部分との間で、規定の耐電圧試験に適合し、及び適切な絶縁抵抗がなければならない。</p> <p>O.14 構造</p> <p>器具内用電子制御装置の、全ての接触可能な金属部は、充電部から二重絶縁又は強化絶縁で絶縁しなければならない。</p> <p>O.15 沿面距離及び空間距離</p> <p>二重絶縁又は強化絶縁を施した器具内用安定器に対して、</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き					規定の値の沿面距離及び空間距離に適合しなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.0 14.5 箇条 18 18.2 18.3 18.4	箇条 14 故障状態 14.0 ランプ制御装置は、故障状態の下で動作させたときに、炎若しくは溶融物質の放出又は可燃性ガスの発生がないように設計しなければならない。 14.5 故障状態の試験において、1枚の包装用ティッシュで試験片を包み、包装用ティッシュが着火してはならない。 箇条 18 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 18.2 プリント基板に規定の燃焼試験を行い、自己持続炎は、試験炎を除去した後 30 秒間以内に消滅しなければならない。また、燃焼滴下物によって、規定する 1 枚の包装用ティッシュに着火してはならない。 18.3 電撃保護のために用いる外部絶縁部品は、試験温度 650 °C のグローワイヤ試験で、グローワイヤを取り除いてから 30 秒間以内に、試験用試料のいかなる炎及び赤熱状態も消滅しなければならない。また、燃焼滴下物によって、試験用試料の下方に広げた包装用ティッシュが着火してはならない。 18.4 充電部を規定の位置に保持する絶縁材料部品は、規定のニードルフレーム試験で、燃焼滴下物によって、包装	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				附属書 C C.3.2 附属書 L L.6 附属書 O O.13	用ティッシュに着火してはならない。 附属書 C 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項 C.3.2 保護手段の回路破損によって、火災の危険を引き起こしてはならない。 附属書 L SELV 制御装置の個別追加要求事項 L.6 温度上昇 SELV 制御装置及びその支持部又は取付表面は、通常使用において過度の温度に達してはならない。 附属書 O 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用電子制御装置の追加要求事項 O.13 故障状態 故障状態の下で動作させたときに、炎若しくは溶融物質の放出又は可燃性ガスの発生がないように設計しなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 附属書 B B.9	箇条 4 一般的要求事項 独立形ランプ制御装置については照明器具通則（JIS C 8105-1 12.4 温度試験）に適合しなければならない。 附属書 B 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項 B.9 ランプ制御装置の加熱	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き				B.9.2 B.9.2.2 附属書 C C.7.2 附属書 L L.6	B.9.2 “クラス P” 熱的保護機能付きランプ制御装置 B.9.2.2 チョークコイル式のものに対し、故障状態において、ランプ制御装置のケース温度は 110 °C を超えてはならない。 附属書 C 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項 C.7.2 熱的保護手段の機能 自動復帰タイプの保護機構が動作する場合は、保護機構解除時の安定器の表面温度は、110 °C を超えてはならない。 附属書 L SELV 制御装置の個別追加要求事項 L.6 温度上昇 SELV 制御装置及びその支持部又は取付表面は、通常使用において過度の温度に達してはならない。	
第十一条 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.5 9.5.1C 附属書 C C.3.1	箇条9 接地 9.5 独立形ランプ制御装置を経由した接地 9.5.1C 接地用口出し線の開口は、滑らかな丸い面とりを施さなければならない（JIS C 8105-1、箇条5）。 附属書 C 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項 C.3.1 熱的保護手段は、ランプ制御装置と一体であり、機械的損傷から保護した位置に設置しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				附属書 JA JA.3	附属書 JA 追加の安全性要求事項 JA.3 口出し線 独立形ランプ制御装置の口出し線は、滑らかな丸い面とりを施さなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 箇条 8 箇条 9 9.1 9.2 9.5	箇条 4 一般的要求事項 独立形ランプ制御装置については照明器具通則（JIS C 8105-1、4.13 機械強度、4.14、つり具及び調整手段）に適合しなければならない。 箇条 8 端子 ねじ端子及びねじなし端子は、十分な機械的強度をもつものでなければならない。 箇条 9 接地 9.1 保護接地 電氣的接続及び締付け手段は、緩まないように適切に固定でき、かつ、工具を用いないで手で電氣的接続及び締付け手段が緩んではならない。ねじなし端子は、意図せず締付け手段及び電氣的接続が緩んではならない。 9.2 機能接地 機能接地端子は、適切な機械的強度をもっていなければならない。 9.5 独立形ランプ制御装置を経由した接地	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				9.5.1C	9.5.1C 接地用口出し線については、外部からの機械的張力が接続部に加わってはならない。	
				箇条 10	箇条 10 充電部との偶発接触からの保護	
				10.1	10.1 偶発接触に対する保護のための部品は、機械的強度が十分であり、通常の使用状態で緩みが生じてはならない。	
				箇条 17	箇条 17 ねじ、通電部及び接続部 故障によってランプ制御装置の安全性を損なうおそれがあるねじ、通電部及び機械的接続部は、通常の使用で起こる機械的ストレスに耐えなければならない。	
				附属書 B	附属書 B 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項	
				B.4	B.4 熱的保護機能付きランプ制御装置の一般的要求事項 熱的保護手段は、ランプ制御装置と一体になっており、機械的損傷から保護した場所に設置しなければならない。	
				附属書 JA	附属書 JA 追加の安全性要求事項	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般的要求事項 ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。			陰にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 箇条 14 14.0 附属書 L L.7	箇条 4 一般的要求事項 ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。 箇条 14 故障状態 14.0 ランプ制御装置は、故障状態の下で動作させたときに、偶発接触に対する保護が損なわれてはならない。 附属書 L SELV 制御装置の個別追加要求事項 L.7 短絡及び過負荷保護 SELV 制御装置は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険になってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるお

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き						それがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 箇条9 9.1 9.2 9.5 9.5.1 9.5.1B	箇条8 端子 ねじ端子及びねじなし端子は、適切な断面積の導体を接続できなければならない。 箇条9 接地 9.1 保護接地 保護接地は、適切な断面積の導体を接続できなければならない。 9.2 機能接地 機能接地は、適切な断面積の導体を接続できなければならない。 9.5 独立形ランプ制御装置を経由した接地 9.5.1 他の設備への接地接続 貫通配線又は送り配線の導体は、断面積が1.5 mm ² 以上の銅又は等価の導電材料を使用しなければならない。 9.5.1B 接地用端子は、呼び径が4 mm以上のねじ若しくはボルトナット又はラグ端子であって、直径が2 mm以上の電線を実際に取り付けることができる、ねじ端子又は同等の導体を取り付けることができるものでなければならな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				9.5.1C 附属書 I I.8 附属書 JA JA.3	い。 9.5.1C 接地用口出し線については、規定の断面積の導体でなければならない。 附属書 I 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用磁器回路式安定器の追加要求事項 I.8 端子 ねじ端子及びねじなし端子は、適切な断面積の導体を接続できなければならない。 附属書 JA 追加の安全性要求事項 JA.3 口出し線 口出し線は、規定の断面積の導体でなければならない。	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015 等の規格を適用する。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条続き		音を発生するおそれがないものとする。				
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.2 箇条9 9.5 9.5.1C 附属書 JA JA.3	箇条7 表示 7.2 表示の耐久性及び判読性 表示は耐久性があり、かつ、判読できなければならない。 箇条9 接地 9.5 独立形ランプ制御装置を経由した接地 9.5.1C 接地用口出し線については、断面積が0.75 mm ² 未満のゴムコード又はビニルコードを口出し線に用いる場合は、色分けその他の方法によって当該口出し線をその他の口出し線と容易に識別できるようにしなければならない。 附属書 JA JA.3 口出し線 ゴムコード又はビニルコードを口出し線に用いる場合は、色分けその他の方法によって当該口出し線をその他の口出し線と容易に識別できるようにしなければならない。	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		<p>気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第2項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2017

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4項 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				